# 時事新報

明治十九年一月廿七日　水曜日
舊乙酉十二月廿三日（丁、亥）
日出午前七時五分　日入午後五時二十一分
月出午前零時零分　月入午前十一時二十九分
滿潮午前十時四十一分　午後十一時零七分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價
一枚金三錢○一箇月前金六十五錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金三圓四十錢○一箇年前金六圓五十錢○一箇月金廿六錢○一箇年金三圓十二錢○左ニ揭グル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ遞送無料ニテ配達ス(但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ)
東京　横濱　神奈川　保土ヶ谷　小田原驛　函根七湯　大坂
京都　大津　神戸　花ノ通　岡山　庄　廣島
和歌山　名古屋　下ノ關　石古屋　岐阜　岡崎　豐橋
四日市　松坂　山田　仙臺　鹽竈　二本松　石ノ巻
前橋　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越谷　粕壁　戸　幸手　久喜　關宿　千葉　登戸
市川　金　八幡　[illegible]
其他各地ノ賣捌所ハ同シク遞送料不申受候

時事新報廣告料(前金)一行ニ付
○十行廿四字詰

| | 一日以上 | 七日以上十五日迄 | 十六日以上卅日迄 | 卅一日以上 |
|---|---|---|---|---|
| 自一行至十行 | 八錢 | 七錢二厘 | 六錢八厘 | 六錢四厘 |
| 自十一行至五十行 | 六錢五厘 | 六錢三厘 | 五錢九五 | 五錢六厘 |
| 五十一行以上 | 六錢 | 五錢八五 | 五錢一厘 | 四錢八厘 |

## 時事新報

○政府の執務時間改正に就き豫め一言

代言士　○○寄送

我政府當局の改革にて冗費を節し冗官を省くの主旨を實行せらるゝに就ては各省まても追々執務時間を長くし午前九時出頭午後五時退出の都合に改正する趣なり左れば今後追々には東京各裁判所の執務時間も右の都合に改正することもあらんか其れに就き豫め一言と申すは他にあらず明治十三年に定まりたる規則にて各裁判所は召喚時間は不定なるを以て勿論、遲刻するも失はざるは罰金又は代言人の召喚状と得れば定刻より出頭せざる可らざるは勿論にて裁判官の都合にて十時を過ぎ十一時と爲り又は十二時頃に至りて始めて出廷の命あることあるにもならず二時頃に至りて始めて出廷の命あるとあるにもならず訴訟人等は空しく待つて傳んで漸く辨當と運び午後一時頃に至りて始めて出廷の命あると云ふの場合にて偶日は召喚を待つ可しとの命を得て手持無沙汰に一日を空費して退くとなるにも非ず且つ各裁判所の慣例として門に入る時に名刺を出し其名簿に記入し印を押して出廷し御用了れば掛り裁判官の見認印を得て退出するの法なり然るに裁判官の繁忙中其見認印を得ると雖く訴訟上の用事は訴訟の爲めに出るとも時間を空しく費すは當然の事にして又何れの裁判所も各裁判所の事務時間に改正ありて午前九時出頭午後五時退出の都合となれば從來の慣例を改正せざるは裁判所に召喚せらるゝの人民は一の場合と處かるに都合によりて年前九時より午後五時まで空しく控所に詰ることとなるべく代言人は別して甚しからん而して法廷執務の時間の長くなる程、裁判所にて時間と費ささるを得ず左れば新に代言の名を以て親れば實に不經濟の極と云はざるを得ず蓋し外國裁判所にては午前に出廷せよとの召喚状を出せば其事件を午前に取扱ひ又午後に召喚すれば午後に事と辨ずるの法にて人を召喚し事を辨理するに午前午後の別を立てゝあるが故に出廷人も空しく時間を費すことなく或は裁判所に於ても政府各省の執務時間に改正ならば勿論の事假令へこれなくとも爰に從來の慣例と廢し午前午後の分界を正しくして時間空費の不便と省き門の出入とも簡便にして出廷人の都合を謀らざる可らず蓋し此間の便不便は經驗ある人々の熟知する所なれば予は敢て贅辨と費さず今回の改革と共に此邊の弊習をも改正せんと偏に企望する所あり

序まで尙一言するとあり從來各裁判所には別に食堂と稱するものなく出廷人は終日控所に群集して午飯の時至れば此中にて辨當を遣ふ都合にて其體裁宜しからず今後追々内地雜居にても行はれ歐米人も時に此控所の中に入り來ることありとせんに其傍に幾多の人あり食卓もなく辨當を抱へ午旁大根の雜然たるものと見るともならば他日日本法廷の模様を報告するに當り此事實を採て或は歐米人の笑柄に供するとなしと云ふ可らず故に今予の願ふ所は控所と食堂丈けは何樣にか之を區別して互に相混ざることなき一事なり夫とも裁判に午前午後の區別と立て出廷人として午餐と控所中に喫するの必要なからしむることを得ば其便利更に言ふ可らざるものあらん改革孤ならず必ず隣あり今回政府各部の改革と共に此等の細事をも改正して永く公衆の便を謀るには今の機會を失ふ可らずと信ずるなり

## 官報

○達第五號　省院廳府縣

明治十七年(十二月)第百二號達判事登用規則第二條及ヒ第九條中左ノ通改正ス

明治十九年一月廿六日

奉勅　内閣總理大臣伯爵伊藤博文

第二條　一項　法學士代言人及ヒ試驗及第者ヲ登用スルトキハ先ツ判事試補ヲ命シ一箇年以上始審裁判所ニ試用シ判事定員ノ缺アルニ隨ヒ其ノ本官ニ任スルモノトス

同條　三項　判事試補服務一箇年以上ノ者ハ撿事ニ登用スルコトアルヘシ

第九條　左ニ掲クル者ハ試驗及ヒ判事試補ノ例ヲ用ヒス補缺ノ爲メ直ニ判事ニ任スルコトアルヘシ

○號外

故一品大勳位熾仁親王殿下御遺體來ル廿九日送葬ニ付當日會葬者ハ大禮服着用之事

一大禮服着用ノ者ハ左ノ袖、劒ノ柄、帽ノ飾章ニハ黑紗ヲ纏フ

一通常禮服着用ノ者ハ襟飾等黑色ヲ用ヒ帽ニハ黑紗ノ帯ヲ附ス

明治十九年一月廿六日　宮内大臣伯爵伊藤博文

○辭令

位記返上被仰付(一月廿五日内閣)　正七位　橋本屏三郎

○教師來着　東京大學に於て北米合衆國より招聘せる法學教師ストールス氏去る二十一日來着せり(文部省報告)

○商業會議所設置　愛媛縣當多喜同郡外十四郡に於ける商業會議所の新設を出願せるを以て許可したる旨同縣より農商務省へ届出たり(以上東京一月廿六日官報)

## 雜報

○大阪通信　一月廿一日大阪通信員發

○遞信局長　遞藤遞信局長は不日上京するよしなるが聞く所によれば同氏は本省に轉任し後任は長谷川大藏大書記官か拜命するならんといへり○會堂設置の計畫　東京西京等にては何れも會堂會館の設けありて人民の集會又は演説等に差支なき次第なるが當府下にはいまだ之なきを以て集會又演説の節は劇場又は料理店杯を借用するの不體裁なるを慨して此程府下の一二の紳士が協議して中ノ嶋公園に一の大會堂を設置せんと目下計畫中なり○濱地取拂　官有濱地取拂の事に就ては人民より種々の情實を申立て府廳へ延期又は從來の儘差置の議を歎願せしに付府知事も一時に之を取拂ふ時は大なる不都合を來さんとて追々其筋へ具申せし事もありしが此等は情實に拘泥するときは到底取拂ふべき見込なきを以て斷然實行すべしとの事になりたるが當府下は元來川筋の多き處にして就中西區立賣堀長堀邊の材木商の如きは居宅は勿論其商賣品なる材木の如きは悉皆自家の濱先に圍ひ置く事なれば今度の取拂にてはその狼狽は一方ならず西成郡中に良地を撰み材木の置場を設けんとの議もある由なるが斯くてはその運搬方に不便を來すべしとて大に困り居るといふ

○京都通信　一月廿日京都通信員發

○共進會　當府にては來る四月十日より五月卅日迄の間京都御苑内博覽會場に於て色染、織物、三品の共進會を開くに付一昨十八日夜京都商工會議所にては常議員會を開きて右共進會の總理委員一名を撰擧せしに名産會社長なる高木齊造氏が其撰に當り並に昨十九日夜は右共進會の出品に關する商工組合三十八組の組長と集め一組より二名以上の出品奬勵委員を撰擧せしむることに決したり○諮問　過要商品手形賣買所公許の利害如何に就て今度農商務省より京都商工會議所へ諮問ありたるに付同會議所にては一昨十八日午後三時より常議員會を開きて之を議したるが其決議は重要商品に限り會社又は協會を設けしめ其發行の手形は相當の法律を設けて之を保護し手形發行の上は賣買所を公許するも可とするとの事となり○一町内は身代限りの上京區第八組元伊佐町は家持十三軒もある町なるが今度遂に身代限の處分を受たりと云へり○集會　府下の蠶糸業者は組合規約編製の爲め今廿日より丹波國知山に於て集談會を開くよしにて當府勸業課長及び課員は同地へ出張となしたり但し同課長は廿五六日頃一先歸府さまより上京する都合なりと云へり

○岡山通信　一月十八日備前岡山通信員發

○千阪本縣令には來二月中旬頃上京の筈なりと○常置委員會　は過日當縣廳内に開きたるよしなるが常置委員は本年は滿期に付來月中には改撰になる都合なりと○新年集會　當地組合代言人諸氏には一昨廿六日午後三時より内山下觀風閣にて新年の宴會を開きたり○衛生會は本日本縣病院に於て開會したり○商況地方　當地昨今の諸相場は地米五圓十錢位作州米同七八錢位肥後米五圓五十錢麥四圓七十八錢小麥四圓五十錢くらひなり

○高松通信　一月九日讃州高松通信員發

○元旦　は當高松にては例年に比して大に新年の賑ひと覗はし家々の門飾年賀客の往來絡繹として絶間なく又各樓にては諸會社諸役所の宴會の催しありて歌舞の響は四隣に響き殆ね盛會と極めざるはなかりし○大日本私立衛生會高松支部の[illegible]希望し居たる所[illegible]に開會したり[illegible]根文策(高松病院[illegible])、高坂柳軒(以[illegible])なりと云ふ○高[illegible]の大茶屋に於て[illegible]有志者合せて百[illegible]盛會ありしと

○大津通信　一[illegible]

○滋賀縣懸新[illegible]各戸長の頼に[illegible]五千圓程と[illegible]は甚だ多くして[illegible]は悉く謝絶す[illegible]五箇年程に割り[illegible]從來當大津け[illegible]りて昨年戸長役[illegible]矢張其儘なり[illegible]とあるまじ便宜の[illegible]は現今の打出[illegible]築するみと、な[illegible]○英語學舍　昨[illegible]夜學校にして英[illegible]目下來學生は殆[illegible]僧　當地の耶蘇[illegible]説教をなせし居[illegible]員と出して過日[illegible]説教と開くこ[illegible]

[illegible]業場に於て開會[illegible]れり○近江國[illegible]工場は最早竣功[illegible]見受けたり○近[illegible]無償は此頃更[illegible]

○東洋は小口[illegible]田中鶴吉が東[illegible]驗に大失敗と[illegible]築くその用意[illegible]人の口々、情[illegible]業なり斯る危[illegible]許四方に立ち[illegible]何ませばみれ[illegible]け最初より同[illegible]の事にこれと[illegible]者と見らるゝ[illegible]力と仰ふがす[illegible]の今と成りて[illegible]上は屈せざ[illegible]分繼足は出來[illegible]なし競ては今[illegible]彼は我れより[illegible]と郷里なし[illegible]豐の利益と[illegible]くれ人の爲よ[illegible]に事業を遂げ[illegible]